

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

職員課作成の不誠実な答弁に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

職員課作成の不誠実な答弁に関連し、労働協約に係る部分

2 質問の要旨

鎌議第 1192 号（別紙）によれば答弁に於いて、芳賀職員以外で労働協約第 5 条（2）に基づき本大会に出席した者はおりませんと書いているが、逆説的に考えると芳賀秀友は労働協約に基づいて大会に出席したということか。有給休暇として芳賀は、夏季休暇を取得しているのか。休暇届が出ているのか。

あまりに不誠実な答弁である。正確に明快に答弁せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 9 月 30 日まで） ・ 無

（理由：職員課長が作成したと思われる答弁が不明瞭な為、緊急質問を検討する。）

議会受付番号	鎌議第 1192 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

自治労連、神奈川自治労連等の組合活動利権について

2 質問の要旨

平成 24 年 8 月 26 日から 28 日までの間、愛媛県松山市で開催された自治労連第 34 回大会に於いて、同 H P に掲載されているが、現鎌倉市職員労働組合中央執行委員長である芳賀秀友が神奈川県を代表して発言している。

本大会出席に於いては、「労働協約第 5 条就業時間中の組合活動」において、就業時間内の組合活動として認められているのか。労働協約第 5 条（2）に基づき本大会に市長等の許可で芳賀氏以外に出席した者はいるか。誰か。

これまでに労働協約第 5 条（2）の自治労連並びに神奈川自治労連の招集する諸会議に役員として出席することを就業時間中の組合活動として許可したものを全て明らかにして、大会、会議名、日時、参加者、これに係る人件費を答えよ。

3 答弁

自治労連が招集する諸会議に組合役員として出席することを市長が認めた場合は、労働協約第 5 条（2）に基づき、就業時間内の組合活動を認めています。但し、芳賀職員は、平成 24 年 8 月 27 日及び 28 日に夏季休暇を取得しており（8 月 26 日は日曜日）、本大会へは夏季休暇を利用して出席したものと思われま

せん。なお、芳賀職員以外で労働協約第 5 条（2）に基づき本大会に出席した者はお

りません。また、休暇記録上残っている範囲において確認しましたが、これまでに労働協約第 5 条（2）の自治労連及び神奈川自治労連の招集する諸会議に役員として出席することを就業時間中の組合活動として許可した職員はお